

移動等円滑化取組計画書

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備及び車両の整備に関する事項

① バリアフリー法に基づく段差解消については、志久駅、吉野原駅が未整備である。両駅ともプラットフォームが道路上空にあり、エレベーターを設置する用地が無いため、整備が困難な状況となっています。

志久駅は、用地確保について調整を進めるとともに、並行してエレベーターへの電気供給に必要な変電所の増強工事の計画を進めています。

吉野原駅は、駅の構造自体も極めて複雑であるため、エレベーター整備の工事費が高額となることも課題となっています。両駅とも、引続き設備所有者である沿線自治体とエレベーター整備に向けた協議を進めていきます。

② 駅の改札内設置のトイレには、多機能トイレを整備しています。今後新たに整備するトイレについても、同様に多機能トイレを整備していきます。

③ 保有車両14編成のうち11編成はバリアフリー化に対応しており、2019年度末の新車導入後は12編成がバリアフリー化対応となる予定です。残り2編成についても、老朽化による車両更新の際にバリアフリー化に対応した車両に置換えていきます。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① エレベーター未整備の志久駅、吉野原駅では、車いすのお客さまの乗降の際は可搬型階段昇降機を使用しているが、対応社員の派遣と昇降機の搬送が必要なため急遽の依頼に対応できないことと、通路が狭い箇所では他のお客さまの流動を阻害することが課題となっており、早期にエレベーターを整備していただきたいと考えています。

② 手助けを必要とするご高齢の方、障がいをお持ちの方には、改札通過時に積極的にお声がけを行っており、必要により車いす用スロープの設置など、歩行や乗降のご案内を行っています。

③ 情報提供について、エレベーターや多機能トイレの有無についてはホームページでご案内しているほか、電話でのお問合せにも対応している。その他、現在までに駅ナンバリングの導入、改札内駅看板の3カ国標記、駅に翻訳機の導入、車内放送の英語併用とインバウンド対応の強化を行った。今後は、行先案内表示器の増設など、お客さまへの情報提供をさらに強化していきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置は以下のとおりです。

| 対象となる 旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------------|---|
| 志久駅エレベーター整備 | ・変電所の増強工事 (2019年度設計着手～2023年度竣工予定) |
| 駅の多機能トイレ整備 | ・加茂宮駅改札内トイレ新設 (多機能トイレ整備) (2019年度) |
| 車両の更新 | ・バリアフリー化に対応した新車の導入 (2019年度1編成) |
| ホーム端の計画表示の見直し | ・ホーム端の警告表示の改修工事 (2019年度 大宮、鉄道博物館、加茂宮、丸山、内宿駅) |

- ② 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援については以下のとおりです。

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------|---|
| 声かけサポート運動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・改札通過時に、手助けを必要とするご高齢の方、障がいをお持ちの方がいらした場合は、積極的にお声がけをしております。 ・車いすをご利用のお客さまにお声がけをし、乗降の介助を必要とするお客さまに、渡り板でご対応しております。 |

- ③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供については以下のとおりです。

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|------------|---|
| 行先案内表示器の増設 | ・乗降人員の多い大宮、鉄道博物館駅(上り)の2ホームに増設を計画 (2019年度) |

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------------|--|
| 障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進 | ・駅務員のサービス介助士資格取得について、取得及び資格更新の費用を全額会社が負担し、毎年度計画的に資格取得者を増やしている。(2019年度4名新規取得、累計14名予定) |